

ろうきんで資産運用を始めませんか？

資産運用

応援

iDeCo

NISA

キャンペーン

実施
期間

2025年

10月1日(水)

▶▶

2026年

3月19日(木)

今なら！お取引に応じて
最大2,000円分の
QUOカードをプレゼント！



キャンペーン期間中に〈静岡ろうきん〉で、
以下のお取引をいただいたお客さま全員にもれなく
特典をプレゼントいたします。

キャンペーン適用条件(①または②)

- ①NISA口座を新たに開設いただいた方
(他金融機関から当金庫へNISA口座を移管された方も対象)
- ②iDeCoのお申込みをいただいた方
(企業型確定拠出年金からの移換も対象)

①適用
1,000円分



+

②適用
1,000円分



=

お一人様
最大
2,000円分



※留意事項

- NISA口座のお申込みは、ろうきんダイレクト(インターネットバンキング)を通じて開設いただいた方も対象となります。
- iDeCoのお申込みは「ろうきんiDeCo WEB申込み」にてお申込みいただいた方も対象となります。
- 当金庫の総合的判断によりNISA口座の開設、iDeCoのお申込みをお断りする場合がございます。
- キャンペーンの内容の詳細については、お近くの〈静岡ろうきん〉営業店までお問い合わせください。
- お客様へ事前に周知することなく、キャンペーン内容の変更または取り扱いを中止する場合がございます。

ろうきん
イメージモデル
森川 葵

NISAおよびiDeCoの制度の詳細や、活用方法は下記のサイトをご覧ください。



初めての投資でも安心！

ろうきんNISA
スペシャルサイト



ろうきん

iDeCo
スペシャルサイト



いつもあなたの目線で。
静岡ろうきん

お問い合わせは

静岡ろうきん お客様サービスセンター

フリーダイヤル(平日:9:00~18:00)

0120-609-123

◆音声ガイダンス番号「3」を選択ください

資産形成のポイント

金融商品・制度を利用する際には「安全性」、「流動性」、「収益性」の3つのポイントを意識して、目標に向けた積み立てを行う必要があります。貯蓄と投資で資産形成を行うための金融商品・制度は、**一つの商品・制度ですべてのポイントを満たすことはできない**ため、組み合わせながら積み立てを行うことが大切です。

安全性

元本や利子の
支払いの確実性

流動性

換金・払い出しに
要する期間・容易さ

収益性

期待できる
収益の大きさ



NISA制度のご留意事項

- 日本にお住まいの18歳以上の個人の方(口座開設年の1月1日時点)が対象です。
- NISA口座は、すべての金融機関等を通じて、同一年において1人1口座に限り開設することができます。(金融機関を変更した場合を除きます。)
- 一定の手続きのもとで金融機関を変更することが可能ですが、金融機関の変更を行い、複数の金融機関に口座を開設したことになる場合でも、各年において1つの口座でしか購入することができません。
- NISA口座内の投資信託等を異なる金融機関に移管することはできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税投資枠を利用してした場合、その年分について金融機関を変更することはできません。
- 二重口座が判明した場合は、買付した投資信託等は当初から課税口座で買付したものととして取扱われ、当該投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得等は、遡及して課税されます。
- NISA口座では、損失は税務上ないものとみなされ、特定口座や一般口座との損益通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。
- 投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)はそもそも非課税であり、NISA制度によるメリットを享受できません。
- 特定口座や一般口座で保有している公募株式投資信託等をNISA口座へ移管することはできません。
- 当金庫では、NISA口座の開設にあたっては「投資信託取引口座」が必要です。
- 非課税投資枠の利用対象は約定日ではなく受渡日基準となります。定時定額買付契約において引落日を27日に設定した場合、12月分の引落しによる買付の受渡日が翌年になり、翌年の非課税投資枠が利用対象となる可能性がありますのでご注意ください。
- 年間投資枠(つみたて投資枠120万円・成長投資枠240万円)と非課税保有限度額(つみたて投資枠・成長投資枠あわせて1,800万円・うち成長投資枠1,200万円)が設定されており、投資信託等を売却した場合、その買付額分だけ非課税保有額が減少します。減少した分は翌年以降、新たな投資に利用可能となります。(簿価残高方式で管理)
- 当金庫は、お客様が一時的に出国する場合に、非課税口座での残高を継続保有することを可能とする特例措置の対応を行っていないため、出国される場合は、非課税口座を廃止していただくことになります。
- 成長投資枠またはつみたて投資枠で買付した投資信託の信託報酬等の概算値を、原則として年1回通知します。

【つみたて投資枠特有のご留意事項】

- つみたて投資枠に係る定時定額買付契約の締結が必要であり、同契約に基づき対象商品の買付が行われます。
- つみたて投資枠で買付可能な商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られます。
- 基準経過日(NISA口座に初めてつみたて投資枠を設けた日から10年経過後およびその後5年経過ごとの日)における氏名・住所を確認させていただきます。基準経過日から1年以内に再確認できない場合には、新たにNISA口座への投資信託の受入れができなくなりますのでご注意ください。

【成長投資枠特有のご留意事項】

- 成長投資枠で買付可能な商品は信託期間 20 年未満またはデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等もしくは毎月分配型の投資信託等が除外されています。

投資信託に関するご留意事項

- 投資信託は預金保険の対象ではありません。(ろうきん)で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、預金ではなく、元本の保証はされていません。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託を購入したお客様に帰属します。
- 投資信託の取扱いは(ろうきん)が行いますが、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。
- 投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により、基準価額は変動します。よって元本および収益金が保証されておりません。
- 投資信託は、申込時に「購入時手数料」、換金時に「信託財産留保額」および「換金手数料」、運用期間中は「信託報酬」および「その他の費用(監査報酬等)」などがかります。ただし、これら費用は各ファンドにより異なりますので、料率、上限額等を表示することができません。必ず各ファンドの目論見書等でご確認ください。また、当該手数料等の合計額についても、ファンドによって、またファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
- 過去の運用実績は、将来の運用結果を約束するものではありません。
- 投資信託をご購入の際には投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面をご確認のうえご自身でご判断ください。「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」は(ろうきん)の投資信託取扱店舗にご用意しております。ただし、インターネットバンキング専用ファンドについては、インターネットによる電子交付となります。
- 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフの規定の適用はありません。

iDeCoに関するご留意事項

- iDeCo加入時、および加入以降、受給が終了するまで所定の手数料が必要です。
- 障害・死亡等の事由に該当した場合を除き、原則としてiDeCoに積み立てた資産を60歳まで引き出し(中途解約)することはできません。(通算加入者等期間が10年に満たない場合、給付を請求できる年齢が通算加入者等期間に応じて繰り下がります。また、75歳到達により、それまでの給付の請求がない場合は一時金として支払われます。)
- 投資信託等のリスク性商品で運用を行う場合、運用結果により受取金額は掛金元本の累計を下回る場合があります。